

装備品安定製造等確保事業

令和7年11月13日（木）

事務局説明資料

装備品安定製造等確保事業の概要

【事業概要】

- 指定装備品等（※１）を製造等する事業者が、装備品安定製造等確保計画（※２）を防衛大臣に提出し、認定を受けた場合、直接、防衛省と業務請負契約（随意契約）を締結。
- 防衛大臣は、当該特定取組が着実に実施されるよう、予算の範囲内において必要な財政上の措置を行う。
（※１）自衛隊の任務遂行に不可欠な装備品等（特定の装備品製造等事業者による製造等が停止された場合、装備品等の適確な調達に支障が生ずるおそれがあるものに限る。）であって防衛大臣が指定するもの
（※２）供給網強靱化、製造工程効率化、サイバーセキュリティ強化又は事業承継等といった、装備品等の安定製造等の確保に資する取組（特定取組）に係る計画



【根拠法】

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号。「防衛生産基盤強化法」）

【実施期間】

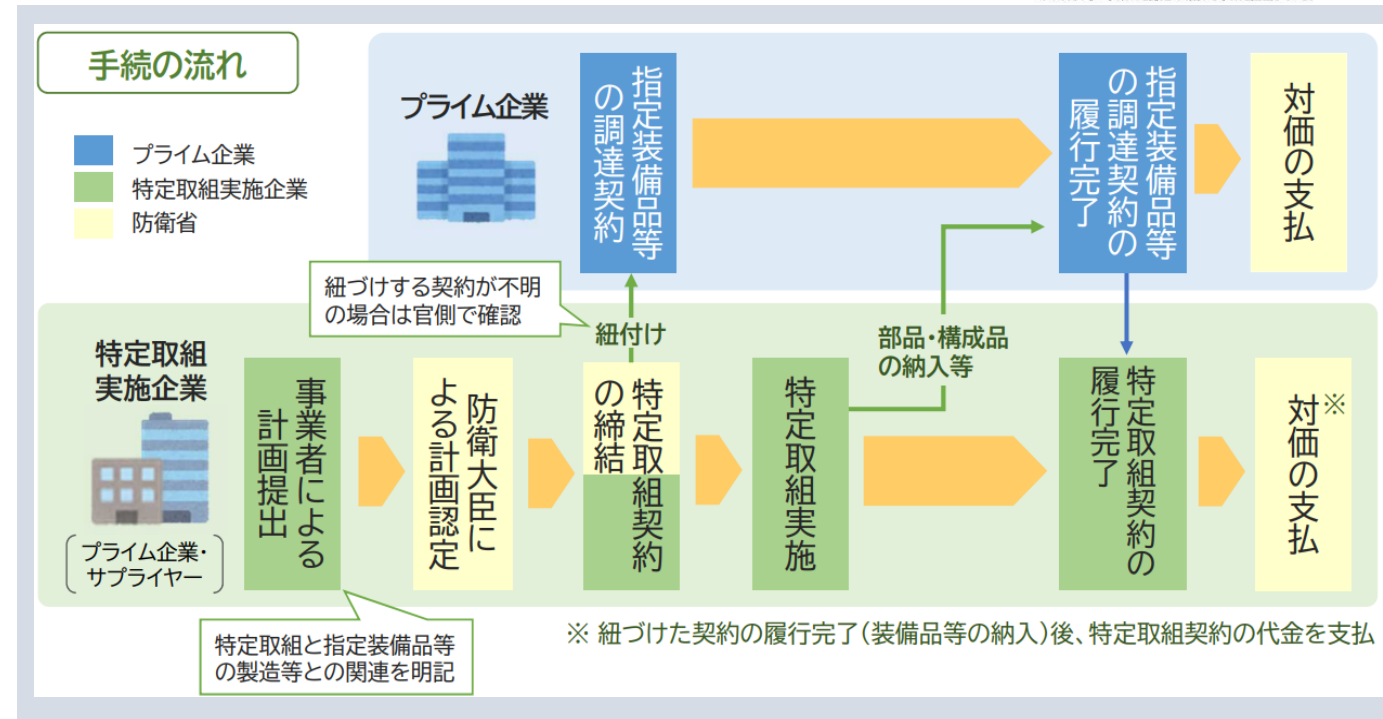
２０２３（令和５）年度～

【予算額】

令和８年度概算要求：１４９億円
（令和７年度当初予算：８０億円）

【装備品安定製造等確保計画の認定件数】

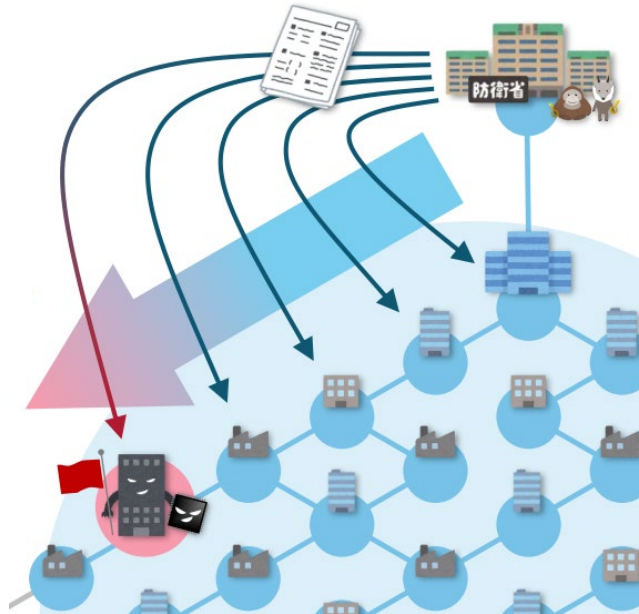
令和６年度：１２１件
（令和５年度：３６件）



本事業の対象等について

対象となる事業者、指定装備品等

- 指定装備品等を製造等する事業者（サイバーセキュリティ強化及び事象継承等に係る特定取組については、今後、指定装備品等の製造等事業者を含む）であり、プライム企業のみでなくサプライヤーも含めた装備品等のサプライチェーンに属する企業。
- また、防衛省では、本事業に関し、防衛生産基盤強化法に基づき、装備品等のサプライチェーン調査を実施。調査にて判明したリスクに対しては、防衛省において、特定取組を講じるよう企業に促している。



調査項目（例）

- ▶ 企業情報
- ▶ 事業の概要
- ▶ 取引先
- ▶ 製造等の体制
 - ・ 使用する原材料等
 - ・ 加工等の工程
 - ・ 必要な資格・技能等

等々

対象となる指定装備品等

- 指定装備品等は、幅広い品目が対象となっている。

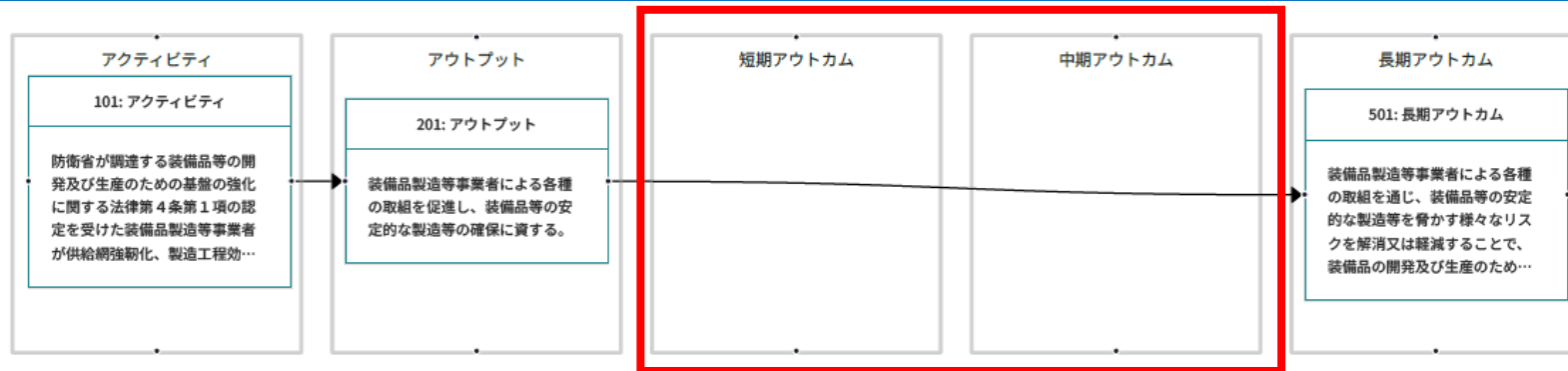
※ 下記の装備品等は、専ら自衛隊の用に供するものに限る

1 武器	火器（小火器、火砲等）、指向性エネルギー兵器、誘導弾発射装置、ロケット弾発射装置、射撃管制装置、光学機器、偽装用器材、欺まん用器材、対CBRN器材、水雷武器、水中音響装置、消磁器材及び掃海器材
2 弾薬類	(1) 火器用弾薬、誘導弾、ロケット弾、爆弾、てき弾、地雷、機雷、魚雷、爆雷及び火工品 (2) 爆薬、信管、火管その他火薬類
3 車両	戦闘用車両（戦車、機動戦闘車、装甲車、自走砲等）、人員・物資輸送用車両、特殊作業用車両及びトラレーザ
4 船舶	(1) 自衛艦（護衛艦、潜水艦、掃海艦、ミサイル艇、輸送艦等）、支援船その他の船舶 (2) 船体、船舶用機関、船舶用電気器材、航海機器、船用品及び船体ぎ装品
5 航空機	(1) 戦闘機、哨戒機、輸送機その他の航空機 (2) 機体、航空機用エンジン及び航空機搭載品 (3) 着陸用器材及び地上支援用器材
6 無人機	陸上無人機、無人水上航走体、無人水中航走体及び無人航空機並びにこれらの運用器材
7 宇宙機器	人工衛星
8 通信電子器材	有線・無線送受信装置、衛星通信器材、無線航法装置、レーダー装置、ECM・ESM器材、指揮統制器材、通信保全器材その他の通信電子器材
9 情報システム	電子計算機及びこれに付属する器材並びにソフトウェア
10 施設器材	建設用機械、掘削用機械、道路整備用機械、架橋用器材及び障害敷設・処理器材
11 需品	(1) 誘導弾・船舶・航空機用燃料及び燃料器材 (2) 迷彩服、特殊航空被服、制服その他の被服、個人装具及び落下傘 (3) 救命用器材、浄水装置、天幕その他の野外需品器材 (4) 非常用食糧及び特殊食糧
12 その他	(1) 前各項に掲げる装備品等の電源器材、整備用資器材、計測用器材、試験用器材、教材及び訓練器材 (2) 前各項及び前号に掲げる装備品等の部品・構成品

- ・効果的な事業運営や戦略的なサプライチェーン調査の活用といった観点を踏まえて、適切に運用されているか
- ・対象事業者及び対象品目が非常に幅広いが、目的に沿った運用がなされているか
- ・防衛産業のみに頼らない民生技術をもった企業との取組や、装備品の輸出に関する観点等を踏まえ、本事業を進めることも考えられるのではないか

（出典）防衛省公表資料を基に作成 2

レビューシートにおける効果発現経路



アクティビティからの発現経路 101-201-501

アクティビティ	防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律第4条第1項の認定を受けた装備品製造等事業者が供給網強靱化、製造工程効率化、サイバーセキュリティ強化又は事業承継等の取組を着実に実施する内容の契約を締結し、当該装備品製造等事業者がそれぞれの取組を行う。			
アウトプット	活動目標	装備品製造等事業者による各種の取組を促進し、装備品等の安定的な製造等の確保に資する。	活動指標	防衛大臣の認定を受けた装備品安定製造等確保計画の件数
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--	実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	防衛大臣の認定を受けた装備品安定製造等確保計画の件数
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--	アウトカムを複数段階で設定できない理由	--
活動・成果目標と実績		2023年度	2024年度	2025年度
	当初見込み／目標値(件)	0	0	135
	活動実績／成果実績(件)	36	121	--
↓ 後続アウトカムへのつながり	認定を受けた装備品製造等事業者が各特定取組を着実に進捗させる。			
長期アウトカム	成果目標	装備品製造等事業者による各種の取組を通じ、装備品等の安定的な製造等を脅かす様々なリスクを解消又は軽減することで、装備品の開発及び生産のための基盤を強化する。	成果指標	--
	定性的なアウトカムに関する成果実績	例えば、製造工程効率化に関する取組では、大臣に認定された装備品安定製造等確保計画に基づく契約により最新の製造設備の導入が完了し、当該設備を用いた装備品等の製造が開始されている。実際、装備品等の製造事業者における作業環境は着実に改善しており、本事業に対する前向きな意見が寄せられている。	実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	--
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	本事業は、装備品等の開発及び生産のための基盤を強化することを目的とするものであり、強化の程度について定量的な指標を設定することはなじまないため。	アウトカムを複数段階で設定できない理由	装備品製造等事業者による各種の取組の実施は、最終目標である装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に直接結びつくものであるため。
事業に関連するKPIが定められている閣議決定等	名前	経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表 2025（令和7年5月26日経済財政諮問会議決定）		
	URL	https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/report_20250526.pdf		
	該当箇所	P127～129		

複数の事業メニューがある一方、
・短期・中期アウトカムが未設定、
・長期アウトカムが定性的な指標であり、EBPMの観点でどのように目的を達成していくのか不明確

特定取組実施企業へのヒアリング

- 本事業の具体的な実施状況を把握するため、装備品安定製造等確保計画を防衛大臣に提出し、認定を受けた特定取組実施企業に、ヒアリングを実施。

ヒアリング日時・事業規模（※）	特定取組種別	具体的な特定取組の内容	本事業に関するコメント
【11月4日】 株式会社A (中小企業)	サイバーセキュリティ強化	防衛装備品に搭載されている電子機器の電磁波測定試験の実施に当たり、防衛産業サイバーセキュリティ基準に適合した体制を整えるため、脆弱性調査や当該調査で判明した課題への対応の実施	防衛産業サイバーセキュリティ基準に適合した体制の整備には、かなりの費用がかかるため、自費で対応するという判断は容易くないが、<u>本事業のおかげで、体制を整える判断ができた。</u>
【11月6日】 株式会社B (中小企業)	事業承継等	防衛装備品の表面処理の事業から撤退する企業から、事業を承継するに当たっての設備導入等の実施	- 本事業がなければ、事業承継にあたり導入できる設備が限られ、業務効率化の面で支障が生じる可能性があったが、<u>本事業のおかげで、必要な設備を導入でき、事業承継を円滑に行えた。</u> - 防衛分野は高水準の技術が求められるため、防衛産業に携わることは、取引先から、精巧な技術力を持っていると見られる。これまで防衛分野で培った技術を、民生分野にも展開しているが、今後はその応用範囲をさらに広げていきたいと考えている。

主な論点

(装備品安定製造等確保事業 (防衛省))

- 短期・中期アウトカムが未設定であるところ、本事業の目的に鑑みて、どのような短期・中期・長期アウトカムを設定することが適切か。また、本事業が、装備品等の開発及び生産基盤の強化にどの程度寄与しているかの効果検証が適切に行われているか。
- 装備品安定製造等確保計画に係る事業者の認定基準や契約金額は、効果的な事業運営や戦略的なサプライチェーン調査の活用といった観点を踏まえて、適切な内容に設定されているか。
- 本事業の対象となる事業者（特にプライム企業の先にいるサプライヤー事業者）や指定装備品について、目的に沿った選定がなされているか。
- 防衛生産基盤の維持・強化は、国内における防衛装備品の安定供給のみならず、防衛装備品の輸出等の関連する他の施策も含めた政策全体で進めていくべきではないか。